

在学生、保護者、卒業生及び来訪者の皆さま

駿河台大学
学生支援課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うキャンパスの入構制限について

4月7日（火）に政府より発令されました「緊急事態宣言」を受け、本学では、新型コロナウイルス感染拡大の抑制及び在学生の皆さまの安全確保の観点から、下記のとおり、学内への入構制限措置とともに、業務の一部を縮小することを決定いたしました。

皆さまには、多大なご不便をお掛けいたしますが、今回の措置に対する趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況等により、入構制限期間の延長や措置内容を変更する可能性もございます。その場合、ホームページやポータルサイトにて情報を発信いたしますので、引き続き、本学からの連絡をご確認くださいようお願い申し上げます。

また、学生の皆さまにおかれましては、入構制限期間中においても、日頃の生活の中で、感染拡大のリスクを高める行動を慎むようお願いいたします。

記

1. 入構制限期間：4月10日（金）～ 4月30日（木）

※5月1日（金）以降のガイダンス及び授業等の実施に際しては、現在オンラインなどでの実施を検討中です。
また、5月6日～9日に予定している健康診断実施も日程の変更を検討中です。詳細が決定次第、ホームページやポータルサイトにてお知らせします。

2. 入構制限期間の措置内容

(1) 原則、キャンパス内（各建物・施設も含む）への入構（立ち入り）を禁止

※但し、キャンパス内にある学生寮（フロンティアタワーズ、スポーツ館、フロンティアS館）に在寮している学生については、スクールバス利用や昼食などでの食堂（大学会館）の利用の際には、キャンパス内への入構（立ち入り）は認める。

(2) 全ての窓口業務（事務手続等）の休止

※入構制限期間内での問い合わせ（例：奨学金手続、就職相談、学費納付等）は、電話やメールにて個別に対応いたしますので、直接、関係事務部署へご連絡ください（事務部署問い合わせ先一覧参照）。

※電話やメールでは困難な事務窓口等での個別相談、急を要する事務手続など、止むを得ず、入構する必要がある場合には、必ず事前に関係部署に連絡の上、予め入構の許可を得るようお願いいたします。

（注1）電話の問い合わせは、日曜・祝日を除く10：00～17：00の間にお願いたします。

（注2）メールでの問い合わせの場合、内容により、対応に時間を要する場合があります。

[事務部署問い合わせ先一覧](#)

3. その他

(1) 在学生の方で、入構制限期間内に在学証明書（1～4年次生）などが必要となった場合、4月中に限り、郵送での取り扱いも行います。郵送による申込方法等詳細については、駿河台大学同窓会ホームページの証明書申込方法を参照いただくか、学生支援課（042-972-1101）まで問い合わせてください。

(2) その他、入構制限に関して、ご不明な点があれば学生支援課（042-972-1101）まで問い合わせください。

以上